

事務連絡  
令和3年11月16日

各都道府県  
指定都市 社会保障・税番号制度担当部（局） 御中

内閣官房副長官補室  
デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）  
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室  
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化に伴う周知  
（マイナンバーカード取得促進）について

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）については、今後、年内を目途にデジタル化の実現を図る予定であり、検討状況については「新型コロナワクチン接種証明書発行手続き第3回自治体説明会（令和3年9月24日開催）」等でお示ししてきたところです。

この電子交付の実現時期やそれに伴い必要となる事務の見直しについては、今後、説明会の開催等を通じて早急にお示しする予定ですが、今般、接種証明書（電子版）の実施に当たっての周知事項を下記のとおりお伝えいたします。

各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いします。

記

- 1 接種証明書（電子版）の実施に向けたマイナンバーカードの取得促進  
接種証明書（電子版）は、スマートフォン（マイナンバーカードを読み取るこ

とができるものに限る。以下同じ。) 上で専用アプリからマイナンバーカードによる本人確認の上で申請することにより、各市区町村における個別の審査を要することなく、申請者に対応する接種記録に基づき交付する仕様となります。専用アプリについては現在国で開発中ですが、申請にはマイナンバーカードが必要となります。

マイナンバーカードについては、申請から交付通知書の発送までに通常1か月程度の期間がかかることから、接種証明書(電子版)の交付を開始する予定である本年12月頃に、現在カードを未取得の方に接種証明書(電子版)を利用させていただくためには、早期のカードの申請を促す必要があるところです。

については、別添1のとおり、住民への周知用の素材としてチラシを作成いたしましたので、適宜加工いただき、住民への周知に御活用ください。

なお、既にお伝えしているとおり、マイナンバーカードをお持ちでない方については、引き続き、各市区町村職員等の審査を経た上で、紙で接種証明書を発行いただくこととなることから、各市区町村における事務負担の軽減の観点からも、マイナンバーカードの取得促進のための積極的な周知広報に取り組んでいただくようお願いいたします。

## 2 「券面事項入力補助AP」の利用に係る周知等

接種証明書(電子版)に関する手続の概要は別添2のとおりですが、申請に当たっては、マイナンバーカードの「券面事項入力補助AP」を利用することとなり、事前に申請者が設定した暗証番号(4桁)を入力する必要があります。この暗証番号は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)と異なる設定をされている方もおり、また、これを一定回数連続して間違えた場合にはロックがかかり、住所地の市区町村において、ロック解除及び暗証番号再設定の手続が必要となります。

そのため、1の周知広報やマイナンバーカード交付の際に、別添2も活用いただきつつ、接種証明書(電子版)の申請には「券面事項入力補助AP」の暗証番号が必要となる旨等を積極的に周知いただくようお願いいたします。